

		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・ ・		法人名				
法 人 税 額 の 計 算									
連結親法人が中小法人の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52				
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)－(48)	49	000	(49)の23.4%相当額	53				
	連結所得金額 (48)＋(49)	50	000	法人税額 (52)＋(53)	54				
その他の場合	連結所得金額 (1)	51	000	法人税額 (51)の23.4%相当額)	55				
地 方 法 人 税 額 の 計 算									
連結所得の金額に対する法人税額 (32)		56	000	(56)の4.4%相当額	58				
課税連結留保金額に対する法人税額 (33)		57	000	(57)の4.4%相当額	59				
こ の 申 告 が 修 正 申 告 で あ る 場 合 の 計 算									
法人税額の計算	この申告前の	連結所得金額又は連結欠損金額	60	地方 法人 税 額 の 計 算	こ の 申 告 前 の	連結所得の金額に対する法人税額	68		
		課税土地譲渡利益金額	61			課税連結留保金額に対する法人税額	69		
		課税連結留保金額	62			課税標準法人税額 (68)＋(69)	70		000
		法人税額	63			確定地方法人税額	71		
		還付金額	64			外	中間還付額		72
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (15－63)若しくは(15＋64)又は(64－27)		65	外	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73	00	
	この申告前の	連結欠損金の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額 (42－71)若しくは(42＋72＋73)又は((72－43)＋(73－43の外書))				74
	翌期へ繰り越す連結欠損金	67							